

I. はじめに

墓地は、人間の永遠の住居であり、私たちが社会生活を営むうえで必要不可欠な施設であります。また、墓地は私たちが民族、氏族、個人共に先祖の聖地として敬い、礼拝して日常生活の精神的な支えとし、心のよりどころとする場所でもあります。

昭和43年の都市計画法改正により、従来の「墓地」という考えから「墓地公園」（墓園）として位置づけられ、ただ単に遺骨の収蔵場所的な思想であってはならず、私たちの身近に静寂と風致的要素を取り入れ、憩いや静かに楽しむ特殊公園として生まれ変わりました。

こうした状況下の中、帯広市では、都市計画法上の都市施設として「つつじが丘霊園」を造成し、市民の墓地需要に応じてきましたが、近年の生活水準の向上、人口の増加、核家族化、高齢化社会への進展等によりその需要傾向は依然として旺盛なものがあり、順調に貸し出しが継続推移してきております。

このようなことから、墓地は住民がいつでも安定した供給が受けられる先祖の聖地として、自らの礼拝の地が持てるように市町村の基礎的な行政サービスとして、今後もその需要に応じていかなければなりません。

本計画は、「つつじが丘霊園」の残区画数の現状を踏まえ、引き続いて長期的で安定的な供給が可能な市民の永遠の眠りの場としてふさわしい静寂さと厳粛さを兼ね備えた墓園の整備とともに、訪れる市民の憩いの場として緑豊かな自然と優れた景観的要素を取り入れた新たな空間の創出を目的に新霊園整備計画を策定するものであります。